

三 島 市 長 豊 岡 武 士 様
三 島 市 議 会 議 長 堀 江 和 雄 様

三島市監査委員 今 井 信 義

三島市監査委員 川 原 章 寛

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により、令和6年度定期監査全日程が終了したので、その結果を同条第9項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 監査の対象

財政経営部、こども・健幸まちづくり部、環境市民部、計画まちづくり部

2 監査の期間

令和6年9月30日から令和7年2月7日まで

3 監査の方法

監査対象部課等において執行された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料に基づき審査するとともに事情聴取を行った。

監査に当たっては、三島市監査基準に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかを主な着眼点として監査を実施した。

4 監査の範囲

令和6年4月1日から同年12月31日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査した。

5 監査結果

令和6年度の定期監査における個別事項の結果については、既に対象各課に通知したとおりであるが、共通事項についての結果は次のとおりである。

【指摘事項】 なし

【意見・要望】 各課における行政事務の適正な執行について

各課における行政事務の誤りは、主に職員の職務遂行に関する知識・経験の不足や所属内の指導・チェック体制が十分に機能していないことに要因がある。

軽微なミスが大きナリスクに繋がる可能性があることを職員に再認識させるとともに、所属においてミスを未然に防止するため、確認事項の定型化や複数の職員によるチェック体制の構築など、事務管理の統制・強化を徹底されたい。